

## 米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業 募集要項に関する質問への回答

- ・ 米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業 募集要項に関して、令和3年5月12日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りや質問者が特定されると判断された箇所については、一部修正しています。

令和3年5月26日  
米原市

■募集要項質問一覧

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	7	2	5	(5)	エ		改築・増築等に関する業務	運営権対象施設の除却・新設の提案は可能とあるが、必須修繕及び計画修繕項目を変更しての提案は可能か。また、除却を事業者が行うことは可能か。	運営権対象施設の除却・新設の提案は可能ですが、その実施の可否および実施者(市もしくは事業者)は、当該提案者が事業者に決定した後の協議において決定します。 よって、運営権対象施設の除却・新設を前提とした修繕項目の変更は認められません。 なお、運営権対象施設の改修・増設等により修繕項目が変更される場合は、当該変更を考慮した提案(変更理由の提案を含む。)を行ってください。また、この場合は、競争的対話において当該改修・増築等の実施の可否等を市に確認してください。
2	8	2	5	(6)	ア		指定管理相当額	金抜きの内訳明細書は公表可能か。	負担金の明細については、公表しません。
3	8	2	5	(6)	イ		修繕費相当額	必須修繕および計画修繕の合計額か。 金抜きの内訳明細書は公表可能か。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、No.2の回答を参照してください。
4	9	2	5	(6)			市が事業者に支払う費用	「なお、…事業者が実施する改修等による修繕項目や費用の削減により、…」の記載には資本的支出(下線部)が含まれていますが、負担金の対象は収益的支出のみと理解しています。 「改修等」は負担金の対象とはならないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	10	2	5	(8)	イ		収益還元	1.言葉の意義について 図2-2 収益還元のイメージとして 「利用料金収入」「必須事業収入」「自主事業収入」という言葉が列挙されている一方で、「収益」という言葉も使用されています。 具体的には 収入(計画+ $\alpha$ )、(計画+ $\beta$ )、(計画+ $\gamma$ ) 収益還元金( $\alpha + \beta + \gamma$ ) $\times$ 50% と記載されています。 様式集Excel8-6(長期収支計画書の損益計算書)にありますように 単純に入ってくる金額の総額を「収入」、そこから費用を差し引いた金額を「収益」と認識しています。 そのような認識でよろしいか。	「収益」とは売上高や営業外収益からなる企業の収入を指す言葉であり、企業の利益とは異なります。 その上で、本事業における収益還元では、対象とする収益を、事業者が収受する「利用料金収入」「必須業務対価」「自主事業対価」としています。

■募集要項質問一覧

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
6	10	2	5	(8)	イ		収益還元	2.還元金額の算定について 上記Excelで毎年提案書を設計し、その設計書で見込んだ利益金額を上回った利益金額の50%を米原市に還元するとのことですが、 ( $\alpha + \beta + \gamma$ )となっているので SPCとして必須業務及び自主事業で通算した収益額と認識してよろしいか。	収益と利益の違いについては、No.5の回答を参照してください。 本事業の収益還元金額の算定では、今回の公募提案時に提出された「提案書類」(様式8-6)に記載された各年度の「利用料金収入」「必須業務対価」「自主事業対価」の合計額(計画値)を、実際の各年度の当該収益金の合計額(実績値)が上回った場合の差額の5割を市への収益還元金としています。 なお、毎年度、提案書類を設計しなおすことは認めません。 また、収益還元金がある場合の当該金員は毎年度決算後に納付することを求めており、過年度からの通算で算定することはありません。
7	10	2	5	(8)	イ		収益還元	3.減価償却費について 同Excelに「減価償却費」という項目が設定されております。 自主事業施設に対し減価償却費を計上することになりますが、償却期間は法人税法の耐用年数を使用するのでしょうか？	自主事業施設とは、本事業における民間収益施設を指すものと考えます。 本事業における民間収益施設は事業期間を通じて事業者の所有資産であることから、当該施設は法人税法上の減価償却資産に該当し、同施設の整備費等は同法の適用により会計処理されるものと考えますが、民間収益施設に係る同法の適用については、応募者の責任において税務当局に御確認ください。 なお、「運営権対価」あるいは「運営権対象施設の更新投資(改築・増築等)」に係る会計処理については、「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(平成29年5月企業会計基準委員会:実務対応報告第35号)」を参照してください。
8	10	2	5	(8)	イ		収益還元	図2-2 事業者の提案による収益額(計画) とあるが、この計画は募集時の計画か、毎年度当初の計画か。	当該図における「事業者の提案による収益額(計画)」とは、今回の公募提案時に提出された「提案書類」(様式8-6)に記載された営業収入のうちの「負担金」「利用料金収入」「必須業務対価」「自主事業対価」を指します。

■募集要項質問一覧

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
9	11	2	5	(8)	イ		収益還元	計画を超える収益の1/2の金額(収益還元)は、事業者にとって当事業年度の損金に算入可能です。一方、事業者が支出した改修・増築費用は資本的支出であり、当該費用は原則、耐用年数に亘り減価償却費を年度毎に損金算入することになります。従って、収益還元の金額から市が認定した改修・増築費用を差し引いた収益還元金がそのままの金額で損金に算入可能となるか税務当局の判断次第となります。今手続きにおいて、税務当局の見解についてご教示下さい。	収益還元金の損金算入金額等の詳細については、応募者の責任において税務当局に御確認ください。なお、「運営権対価」あるいは「運営権対象施設の更新投資(改築・増築等)」に係る会計処理については、No.7の回答を参照してください。
10	17	3	2	(2)	キ		競争的対話の実施	競争的対話の結果を踏まえて、要求水準書等の修正を行う場合があるとあるが、その場合に指定管理料、必須修繕費、計画修繕費は変更になるのか。	応募者の公平性の観点から、競争的対話の結果によって負担金の支払上限金額を変更することはありません。
11	27	6	6				契約保証金の納付等	「修繕費相当額の事業期間中の合計額の100分の10に相当する金額」となっていますが、残存期間に対応するよう事業年度経過毎に減額することをご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
12	30	7	3	(1)	ア	(イ)	解除の効果	運営権対価は運営開始前の一括支払のため、「運営権対価およびその利息の未払い分」は発生しないと考えますが、ご見解をお示し下さい。	実施契約書第16条に記載の通り、支払遅延等により指定期日までに運営権対価が支払われない場合を想定しています。
13	44	別紙3					概念図	改修・増改築等として認められなかった分を金銭で納付とはどのような事例か。	本事業で市が受取る収益還元金は、基本的には将来における本施設の修繕・更新や改修・増築に係る費用の原資として活用することを想定しており、事業者が本施設の改修・増築等を行った場合はその目的を達することになるため収益還元金から控除します。そのため、事業者が改修・増築等を提案した場合であっても、その実施を市が認めなかった場合は、事業者によって上記目的を達成したことにはならないため算定した収益還元金を現金で納付していただきます。  PFI事業等の運営業務を包含する事業において、需要変動により民間事業者の収益が変動するスキームを採用した場合に、需要増による収益増の恩恵(プロフィット)を発注者と民間事業者で分かち合う(シェアする)制度をプロフィットシェアリングといい、PFI事業ではよく用いられています。 運営権事業におけるプロフィットシェアリング制度の適用については「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン(令和2年7月内閣府改正)」にも記載されています。

## 米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業 要求水準書に関する質問への回答

- ・ 米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業 要求水準書に関して、令和3年5月12日までに寄せられた質問を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りや質問者が特定されると判断された箇所については、一部修正しています。

令和3年5月26日  
米原市

■要求水準書質問一覧

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	20	2	2	(3)	イ		事業計画書の作成	事業計画書の内容の変更は、運営中の年度内であっても可能か。 例えば国のコロナによる経済対策などを想定しています。	当該変更を市が事前に認めた場合に限り、可能です。 なお、変更された事業計画書の内容は、それ以降の年度業務計画書にも反映させてください。
2	25	3	3	(4)	ア		定期業務報告	事業年度終了後30日以内に業務報告書を作成し報告するとあるが、法人税法等で認められる「事業年度終了の日の翌日から2か月以内」(5月31日)としていただくことは可能か。	定期業務報告として提出される業務報告書は、負担金の支払期に合わせて、業務の適正な履行を確認するために提出してもらうものであるため、毎事業年度四半期終了後30日以内を提出期限とします。 なお、事業者の財務状況等の確認は別途、定時株主総会の会日から14日以内に提出される計算書類に基づき実施することを想定しています。
3	35	4	2	(2)	イ		基本的な考え方	リスト記載はあくまで(案)であるとあるが、修繕工法選定のために内訳明細書が必要となるが公表できないか。	修繕工法の選定は事業者委ねることから、公表リストに記載した対策は(案)としています。 明細の公表については、募集要項に関する質問への回答No.3を参照してください。

## 米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業 実施契約書（案）に関する質問への回答

- ・ 米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業 実施契約書(案)に関して、令和3年5月12日までに寄せられた質問を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りや質問者が特定されると判断された箇所については、一部修正しています。

令和3年5月26日  
米原市

■実施契約書(案)質問一覧

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	30	別紙1	34				不可抗力	「疫病その他の公衆衛生上の事態」には、コロナのような感染症も対象として含まれていると理解してよろしいでしょうか。	当該感染症の発生およびまん延等が通常の見可能な範囲外のものであって、市または事業者の責めにも帰さない場合は、御理解の通りです。